

移動支援事業重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、「障がい者自立支援法に基づく移動支援サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	ケアステーションまごころ
代表者氏名	原 志穂
所在地	福岡市東区八田1丁目11番19-105号
連絡先	TEL 092-692-2408 / FAX 092-692-2408
福岡県指定事業所番号	移動支援 4060201979号(令和4年9月1日)
事業実施地域	福岡市

(2) 職員体制

職名	常勤	非常勤	指定基準	業務内容
管理者(兼務)	1名		1名	事業所を管理する
サービス提供責任者	2名		2名	ヘルパーの配置、管理
居宅介護従業者 (ホームヘルパー)		0名	3名	利用者宅を訪問し居宅介護サービスを提供する
介護福祉士	3名	2名		
実務者研修	2名	0名		
ヘルパー2級		9名		

(3) サービスの提供時間帯

営業日	月曜日～金曜日 (祝日、8月13日～15日、12月29日～1月3日迄を除く。)
受付時間	9時～18時
サービス提供時間	月曜日～金曜日 9時～18時 (8月13日～15日、12月29日～1月3日を除く。) 営業時間の他、可能な限りサービス提供に応じる

2 当事業所の特徴等

(1) 運営の方針

ご利用者様一人ひとりに合ったサービスの実施、ご自身で出来ることはやって頂き、出来ない所はお手伝いをさせていただきます。

(2) サービス利用のために

事 項	備 考
介護従事者の変更	変更を希望される方はお申し出ください
利用計画書	利用計画書に添った適切なサービスを提供します

3 サービスの内容

障がい者等の外出時を支援します。

(1) 移動支援の対象となる外出

- ・社会生活上必要不可欠な外出（官公庁や金融機関への外出、公的行事への参加、本人同伴による生活必需品の買物、冠婚葬祭等への参加）
- ・余暇活動等社会参加のための外出

(2) 移動支援の対象とならない外出

- ・通勤、営業等の経済活動に係る外出、ギャンブルや飲酒を目的とした外出等社会通念上適当でないと認められる外出
- ・通学、通所、通勤等通年かつ長期にわたる外出（保護者の出産、病気等やむを得ない事情で一時的に必要となった場合を除く）
- ・募金、宗教、政治活動等特定の利益を目的とする団体活動のための外出

4 利用料金

(1) 利用者負担上限月額

1 カ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて4区分月額負担額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。

【基本料金】

区分	世帯の収入状況	福岡市に於ける 1 カ月あたりの 負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得 1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が 80 万以下の方	0 円
低所得 2	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が 80 万以上の方	0 円
一般 1	市町村民税非課税世帯で、28 万未満の方	9,300 円
一般 2	市町村民税非課税世帯で、28 万以上の方	18,600 円

・キャンセル料

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合キャンセル料を支払い頂く場合があります。(緊急時、体調不良等除く)

利用予定日の前日の18時迄に連絡あった場合	頂きません
利用予定日の前日の18時迄に連絡なかった場合	利用者負担相当額

※外出中の交通費は利用者のご負担になります。

※料金の支払方法は、毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、現金にて月末迄にお支払いください。

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から2月以上遅延し、故意に支払いの督促から10日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いただくことがあります。

5 利用上の注意事項

(1) 1カ月に利用できる時間は、受給者証の「移動支援」に記載されています。この時間を超える利用はできません。ただし、継続的に通院をする必要があつて利用時間が不足する場合は、医師の通院証明書があれば利用時間の変更をできる場合があります。区福祉・介護保険課(健康課)へご相談ください。

(2) ヘルパーの付き添い中の交通費、施設入場料等(食事代を除く)については、利用者の負担となります。

(3) プール、スポーツ施設などでの活動中、習い事やサークル活動などを行っている時間帯は控除となります。

(4) 入院、入所している方は利用できません。

(5) 通学・通園の介助についてはサービスの対象となりませんが、保護者の入院等、やむを得ない事情がある時には、区福祉・介護保険課(健康課)へご相談ください。

(6) 通院については、診療室、検査室、リハビリ室内では控除となり利用できません。

※病院による対応が困難、診察に支障がある場合の診察中のコミュニケーション支援

※座位保持が困難な方診察中の座位保持の介助

上記、医師の申し出があれば、身体障がい者・児の方である場合、診療室内のみ利用できる場合があります。

6 サービス内容に関する苦情

当事業所の利用者相談・苦情窓口

【当事業所の窓口】

担当者：原志穂

TEL/FAX：092-692-2408 (携帯番号：070-3338-0897)

受付日：月曜日～金曜日(※祝日、8/13～15、12/29～1/3を除く。)

受付時間：9時～18時

下記 都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に苦情を申し立てることができません。

【市町村の窓口】 (利用者の居宅がある市町村の障がい福祉サービス担当部署) ※福岡市東区役所を記載しています。	所在地 福岡市東区箱崎 2 丁目 54-1 TEL 092-645-1071 FAX 092-631-2191 受付時間 月曜日～金曜日 8 時 45 分～17 時 15 分 (※祝日、年末年始を除く。)
【公的団体の窓口】 社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会 福岡県運営適正化委員会事務局	所在地 春日市原町 3 丁目 1 番地 7 クローバープラザ 6 階(西棟) TEL 092-915-3511 FAX 092-584-3790 受付時間 月曜日～金曜日 9 時～17 時 (※祝日、年末年始を除く。)

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族等へ連絡をいたします。

8 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、ご家族等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所のサービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。当事業所は東京海上日動火災保険会社と損害賠償保険契約を結んでおります。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

- ・当該事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を第三者に漏らしません。
- ・当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を第三者に漏らしません。
- ・事業所では、利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を用います。
- ・また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

移動支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者：合同会社 縁

所在地：福岡市東区八田1丁目11番19-105号

事業所：ケアステーションまごころ

説明者氏名： 印

私は、本書面により、事業所から移動支援についての重要事項の説明を受け移動支援サービスの提供開始に同意します。

利用者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印

利用者との（続柄： ）

